

1. 滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例における  
自転車安全利用関係の取組について



## 2. 滋賀県自転車安全利用指導員の設置について

- ① 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（施行 H28.2.26）において規定  
第 17 条 知事は、自転車の安全で適正な利用を指導するため、自転車安全利用指導員  
を委嘱することができる。
- ② 自転車安全利用指導員の設置にかかる要請事項  
(昨年の県議会文教・警察常任委員会における指導員についての議論内容)
  - ・ボランティアではなく、有償による実効性のある指導員が必要であること。
  - ・少数精鋭で、ある程度スキルを持った交通安全協会が良いこと。
  - ・自転車安全教育のほかに、広報・啓発や自転車利用者への指導・助言も行うこと。
- ③ 委嘱者  
三日月知事
- ④ 指導員の委嘱先  
(公財) 滋賀県交通安全協会職員 8 名
- ⑤ 業務委託先  
(公財) 滋賀県交通安全協会
- ⑥ 委嘱期間  
平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで (単年度更新)
- ⑦ 主な活動内容  
  - ・自転車シミュレーター（自転車交通安全教育機器）を使用した自転車安全教室の実施（小学校、中学校、高等学校、大学および老人クラブを中心に実施）
  - ・自転車販売店に対する自転車保険加入確認の指導
  - ・街頭やビワイチ参加者への自転車条例広報啓発および自転車安全利用啓発

